

10月1日から

# 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が施行されます

県では、障害の有無にかかわらず、みんながお互いに個人として尊重し合いながら、共に暮らせる地域社会をつくるためにさまざまな取り組みを行っています。

しかし、現状では障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、障害を理由とした不利益な取り扱いや制約などを感じることがあります。

この条例は、正当な理由のない、障害を理由とした差別をなくし、県民の皆さまの障害に対する理解を深めるために制定されました。

## 条例の目的は

障害のある人が日常生活を送る上での支障となるものをなくし、障害のない人と同じように日常生活を過ごしたり、スポーツや文化活動などに参加できる社会づくりを進めることを目指しています。

## 障害のない人にも関係がありますか

今、日常生活を送る上で支障を感じていない人も、年齢を重ねたり、病気やけがなどにより、さまざまな支障を感じる場合があります。

障害のある人だけでなく、誰にとっても暮らしやすい社会をつくるためには、障害のない人も障害のことを知ることが大切です。

## 私たちもできることがありますか

障害のある人にとって支障となることを理解し、少しの配慮があれば、障害のある人も地域で安心して生活を送ることができます。それぞれの立場でできる配慮をお願いします。

### あると助かる少しの配慮

筆談や文字情報の読み上げなどで、助かる人がいます。



気をつけて

### これはマナー違反

必要でない人が身体障害者用の駐車場を利用したり、多機能トイレを長時間利用したりすることはマナー違反です。

本当に必要な人が利用できない場合があります。



## 県民に求められること

### ○障害のある人に対する障害を理由とする不利益な取り扱いをしないこと

障害を理由に拒否したり、制限や条件をつけることは禁止されています。

条例では、9つの分野について不利益な取り扱いを具体的に定めています。

- 福祉サービス      ○医療
- 商品の販売・サービスの提供      ○労働・雇用
- 教育      ○公共的施設      ○交通機関
- 不動産取引      ○情報の提供および受け取り

### ○障害のある人に対する理解を深め、障害のある人が日常生活を送る上で妨げとなるものをなくすために必要な配慮をすること

障害に合わせた配慮の例

- 聴覚障害  
筆記用具やメモ用紙などを用意し、筆談をする
- 視覚障害  
書類を渡すだけでなく、読み上げて内容を伝える
- 肢体不自由・内部障害  
トイレをバリアフリーやオストメイト対応にする
- 知的障害  
ふりがなや絵を用いながら、わかりやすい言葉で説明する
- 精神障害  
気持ちが疲れたときのために、休める場所や時間を用意しておく
- 発達障害  
場に合わない行動をしても、本人は気づかないことが多いため、叱らず適切な行動を示す

## 障害を理由とする不利益な取り扱いなどを受けた場合は、ご相談ください

○障害を理由に不利益な取り扱いを受けた場合は、県の「障害者くらし安心相談窓口」にご相談ください。

障害者くらし安心相談員が相談をお受けし、まずは助言や話し合いで問題解決を図ります。

○また、地域振興局・支庁、お住まいの市町村などのほか、障害者110番(☎・☎099-228-6000)など各種相談窓口もご利用いただけます。

○相談による解決が困難な場合は、県障害者差別解消支援協議会によるあっせんも行います。

障害者くらし安心相談窓口	電話番号 FAX番号	受付時間
県庁障害福祉課 (障害者権利擁護センター)	☎099(286)5110 ☎099(286)5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	☎0994(52)2108 ☎0994(52)2120	月～金 午前9時～午後4時
大島支庁 地域保健福祉課	☎0997(57)7222 ☎0997(57)7251	月～金 午前9時～午後4時

障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らすことのできる鹿児島づくりを進めるため、県民の皆さまのご理解とご協力をお願いします

